

令和元年度
定期監査結果報告書

(11月実施分)

下呂市監査委員

定期監査報告書

1 監査の対象

平成31年4月から令和元年9月まで（一部平成30年度含む）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施しました。

【生活部】	上下水道課 生活課
【健康福祉部】	社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課 健康医療課 小坂診療所管理課 わかばこども園
【萩原振興事務所】	萩原地域振興課
【下呂振興事務所】	下呂地域振興課
【金山振興事務所】	金山地域振興課
【馬瀬振興事務所】	馬瀬地域振興課
【会計】	会計課
【教育部】	教育総務課 学校教育課 尾崎小学校 馬瀬小学校 竹原小学校 菅田小学校 小坂中学校 下呂中学校
【市立金山病院】	事務課

2 監査の期間

令和元年11月7日から令和元年11月15日まで

3 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施しました。

4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理については、おおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略しますが、次の事項については改善または検討してください。

【指摘事項】

1 収入不明金について

市会計規則第10条には、特別の場合を除いて、現金を収納したときは当日中に現金払込書兼領収証書に現金を添えて指定金融機関等へ払い込まなければならないと定められており、一時保管することはできないことになっています。これにより窓口収納が行われていますが、金山振興事務所窓口において、3月29日、収納金額の集計時に収納経緯が不明な現金（15,000円）が発生しています。過大収納された現金は、市会計事務マニュアルに基づいてその日のうちに原因追究等が行われていますが、未だ原因が判明していません。

こうした事案は、収納金が未納扱いになってしまう恐れがあり、市民の信頼を損なうことにもなりかねません。現金を取り扱うことの重要性を再認識し、引き続き原因を追究するとともに、今後は、厳正な現金管理を行ってください。

(金山振興事務所)

2 収入未済金の繰越調定の時期について

下呂市会計規則第18条第1項及び第2項には、当該年度において調定した歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、出納閉鎖期日の翌日（6月1日）において翌年度へ繰越し、さらに翌年度の末日までに収納されなかったものはその翌日（過年度分は出納整理期間がないため4月1日）において繰越すことが定められています。したがって、次の歳入項目に係る現年度分の収入未済金は6月1日付けで繰越調定すべきところ、遅れて調定されていました。

(一般会計)

- ① (14 款) 使用料及び手数料 保育所保育料
- ② (14 款) 使用料及び手数料 学童保育使用料
- ③ (14 款) 使用料及び手数料 延長保育料
- ④ (21 款) 諸収入 保育所給食代
- ⑤ (21 款) 諸収入 金山市民会館雑入

(学校給食費特別会計)

- ① (3 款) 諸収入 給食費負担収入 (下呂)

(児童福祉課・金山振興事務所・教育総務課)

3 学校給食費徴収収納事務委託手続きについて

学校給食費は、児童生徒が喫食する学校給食の対価として、地方自治法施行令第158条第1項第4号に規定する物品売払代金に該当し、同項に基づき、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができることから、市と各学校長の間で学校給食費徴収収納事務委託契約が締

結されています。

しかしながら、市は同条第2項の規定に基づいて、学校給食費の徴収及び収納の事務を学校長に委託した旨を告示するとともに、納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないところ、この手続きが行われていませんでした。

(教育総務課)

4 原材料支給及び重機借り上げ制度に係る予算執行と要綱等の制定について

現在市では、農林業施設等の維持管理を行う方法の一つに、地域住民の方に労力を提供してもらい、市が原材料費や重機借上料を負担する原材料支給及び重機借り上げ制度があります。この制度は、事業を住民の協働により行うことで、地域コミュニティや地域力の強化が図られ、事業要望対応の迅速化や財政の効率化にも役立っていると評価できます。各振興事務所から聴き取りした制度の概要は、予算科目については、基本的に(2款)総務費(1項)総務管理費(12目)自治振興費で、各振興事務所に予算配分され、限度額は1箇所15万円以内とし、地元区からの申請によって市が負担する費用を直接業者へ支払うことが基準になっています。

しかしながら、今回の監査で、総務費(自治振興費)の歳出科目で支払われた重機借上料の中には、地元区からの申請によらないものが4件、そのうち限度額とされる15万円を大きく超過しているものが3件見受けられました。地域の方の協働により運用されるこの制度の趣旨を踏まえ、適正な歳出科目で予算執行してください。また、各振興事務所で、この制度の取り扱いに一部差異が見受けられました。地域間における負担の公平性を図るため、統一した市の基準を定めておく必要があると考えられるので、現行制度の現状と課題を把握した上で、要綱等の制定について検討してください。(指摘事項)

なお、平成25年度の定例監査でも要望しましたが、行政運営の公平性の観点から、過疎、高齢化により労力の提供が難しく、この制度の活用が困難になっている地域への対応についても、引き続き考慮されるよう要望します。(意見)

(各振興事務所)

【意見】

1 歳入還付未済金の事務処理について

市会計規則第18条第1項には、収入未済金の繰越について、収入調定者は、調定した歳入で出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、収納未済額繰越通知書により会計管理者に通知しなければならない旨、規定されています。一方で、収入未済額にも関連する、出納閉鎖期日までに還付処理ができなかった還付未済金については、市会計規則に、こうした繰越に係る会計管理者への通知義務の規定はありません。また、還付未済金は、歳入歳出決算事項別明細書の備考欄に金額が記載されて決算が調製されていますが、このことについても市会計規則には規定されていません。

還付未済額は、決算書で金額を確実に記載しておくとともに、早期処理が求められるものであることから、こうしたことを市会計規則で規定しておく必要があるものと思われます。

(会計課)

2 スクールバスの計画的な更新について

金山中学校スクールバス（菅田）の修繕契約は、令和元年6月18日付けで、契約金額151万9,992円で締結され、6月19日から着手されましたが、その後、シャシの腐食等不具合な個所が見つかったとして、7月25日に契約金額を138万5,856円増額する変更契約が締結されています。その結果、契約金額は290万5,848円となり当初契約の約1.9倍となっています。担当課の説明によると、スクールバスの更新の目安は、経過年数20年以上、走行距離20万キロメートル以上ということでしたが、修繕したスクールバスは購入から20年を経過し、走行距離も約22万キロメートルで更新の目安に達しています。児童、生徒の通学時における安全確保の重要性について再認識され、現在市が保有する9台すべてのスクールバスについて、常に適正な管理に努めるとともに、計画的な更新を実施されるよう要望します。

また、スクールバスをコミュニティバス（げろバス金山）へ統合する乗合化、あるいはスクールバスの混乗化といったスクールバスとコミュニティバス相互の有効活用についても検討を進めてください。一元化することにより、例えば乗合化では、スクールバスの経費削減やコミュニティバスの収支率改善による委託料削減等の財政効果が見込まれるほか、将来、利用の減少が見込まれるコミュニティバス路線の維持・確保にもつながると考えられます。その一方で、運行時刻や座席の確保など様々な課題が想定されることから、検討するに当たっては、利用者側である保護者や地域住民等の意見の傾聴に努めてください。

(教育総務課・生活課)